委 託 契 約 書（案）

とくしまマラソン実行委員会（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（１）委 託 業 務 名　とくしまマラソン２０２７警備業務

（２）委託業務の内容　別添「『とくしまマラソン２０２７警備業務』仕様書」のとおり

（委託業務の処理）

第２条　乙は、前条第２号に定める仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第３条　委託期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　委託料は、金●●●●●円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金●●●●円）

２　前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第６条　甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第７条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第８条　乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第９条　甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、１０日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

２　甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると

認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

３　乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第１０条　乙は、前条第１項又は第３項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

２　甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１１条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、一括して下請若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約解除等）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（３）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（４）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

（５）契約条項に違反したとき。

（６）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

２　前項の規定により契約を解除し、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

４　乙は、第１項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）

第１３条　乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、この契約の履行が不可能になったときは、甲乙協議の上、事後の措置を定めるものとする。

（共同企業体の特則）

第１４条　甲は、この契約に基づく全ての行為を乙に対して行うこととし、甲が乙に対して行った行為は当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。

（事故発生時の処置）

第１５条　警備業務実施場所において負傷等の事故が発生した場合には、負傷者の救助を最優先し、甲乙両者は協力して対処しなければならない。

（個人情報の保護）

第１６条　乙は、この契約を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第１７条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（疑義等の決定）

第１８条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　徳島県徳島市万代町１丁目１番地
とくしまマラソン実行委員会
会長　後藤田　正純

乙　●●●●●●
●●●●
●●●●

別記（第１６条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第８条　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第１０条　甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。